

第 1 0 5 号議案

足立区身体障害者大谷田ホーム条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区身体障害者大谷田ホーム条例等の一部を改正する条例
(足立区身体障害者大谷田ホーム条例の一部改正)

第 1 条 足立区身体障害者大谷田ホーム条例 (平成 1 3 年足立区条例第
6 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号。以下「法」
という。)第 5 条」を「障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)
第 5 条第 2 2 項」に、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改
める。

第 5 条第 1 号中「法」を「身体障害者福祉法 (昭和 2 4 年法律第 2
8 3 号) 」に改める。

(足立区知的障害者援護施設条例の一部改正)

第 2 条 足立区知的障害者援護施設条例 (平成 1 4 年足立区条例第 4 7
号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「知的障害者福祉法 (昭和 3 5 年法律第 3 7 号。以
下「法」という。)」を「障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3
号。以下「自立支援法」という。) 附則第 5 8 条第 2 項の規定により
障害者支援施設とみなされる同条第 1 項の規定によりなお従前の例に
より運営をすることができることとされた自立支援法附則第 5 2 条の
規定による改正前の知的障害者福祉法 (昭和 3 5 年法律第 3 7 号) 」
に改める。

第 7 条第 1 号を次のように改める。

(1) 自立支援法附則第 2 1 条第 1 項に規定する介護給付費の支

給決定を受けた者

第7条第3号中「法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 自立支援法附則第21条第2項の規定により厚生労働大臣
が定める基準により算定した費用の額

(足立区障害福祉センター条例の一部改正)

第3条 足立区障害福祉センター条例(平成14年足立区条例第48号)
の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「自
立支援法」という。)第5条第13項に規定する自立訓練に
必要な施設

第3条第1項第3号中「身体障害者福祉法第4条の2第1項」を「自
立支援法第5条第17項」に改め、同項第4号中「知的障害者福祉法
(昭和35年法律第37号)」を「自立支援法附則第58条第2項の規
定により障害者支援施設とみなされる同条第1項の規定によりなお従
前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第
52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第3
7号)」に改め、同項第5号中「第7条」を「第7条第1項」に改め
る。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 前条第1項第2号の施設における身体障害者に対する通所
による自立訓練(機能訓練に係るものをいう。)及び指導助言
に関すること。

第4条第4号中「生活適応訓練及び」を「生活適応訓練並びに」に
改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第5号から同条第8号まで
を1号ずつ繰り下げ、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前条第1項第4号の知的障害者授産施設における通所によ

る身体障害者の生活適応訓練並びに就労能力の向上を図るための訓練及び指導に關すること。

第6条第1項第1号アを次のように改める。

ア 自立支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者

第6条第1項第1号ウ中「第4条第6号」を「第4条第7号」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 自立支援法附則第21条第1項に規定する介護給付費の支給決定を受けた者

第6条第1項第3号を次のように改め、同条第2項を削る。

(3) 第3条第1項第5号に規定する施設

ア 児童福祉法第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置を受けた者

第7条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「第3号」を「第3号イ」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第6条第1項」を「第6条」に、「第3号」を「第3号イ」に改め、同項第2号中「第4条第4号」を「第4条第4号及び第5号」に、「知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額」を「自立支援法附則第21条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第4条第6号に規定する事業 児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(足立区身体障害者更生援護施設条例の一部改正)

第4条 足立区身体障害者更生援護施設条例（平成14年足立区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる同条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）」に、「身体障害者福祉センター」を「自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

（2） 自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業に関する
こと。

第7条第1号アを次のように改める。

ア 自立支援法附則第21条第1項に規定する介護給付費の
支給決定を受けた者

第7条第1号ウ中「法第18条第3項」を「身体障害者福祉法第18条第2項」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 地域活動支援センター 区内に居住する者で次のいずれかに
該当するもの

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳
の交付を受けた者

イ 知的障害者

第8条第1項中「前条第1項第1号ウ及び第2号イ」を「前条第1号ウ」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第7条第1号ウ及び第2号イ」を「第7条第1号ウ」に改め、同項第1号中「法第17条の10第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内

において区長が定める基準により算定した額」を「自立支援法附則第 21 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同項第 2 号中「自立支援法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を「区長の承認を得て指定管理者が定める額」に改める。

別表中「身体障害者福祉センター」を「地域活動支援センター」に改める。

(足立区知的障害者大谷田グループホーム条例の一部改正)

第 5 条 足立区知的障害者大谷田グループホーム条例(平成 16 年足立区条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 5 条第 16 項に規定する」を「第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護及び同条第 16 項に規定する」に改める。

第 6 条第 2 号中「第 15 条の 32 第 1 項」を「第 15 条の 4」に改める。

付 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。